

令和8年度 地域包括支援センター事業実施計画

1. 地域包括支援センターの人員体制	P 1
2. 年間事業実施計画書	
・ 地域包括支援センターかこがわ	P 2 ～ P 1 0
・ 地域包括支援センターのぐち	P 1 1 ～ P 1 7
・ 地域包括支援センターひらおか	P 1 8 ～ P 2 4
・ 地域包括支援センターかこがわ南	P 2 5 ～ P 3 1
・ 地域包括支援センターかこがわ北	P 3 2 ～ P 3 7
・ 地域包括支援センターかこがわ西	P 3 8 ～ P 4 4

地域包括支援センターの人員体制

令和8年度4月1日現在

(単位:人)

地域包括支援センター名	包括的支援事業						指定介護予防支援等										その他 事務職員等	
	保健師		社会福祉士		主任ケアマネジャー		合計	ケアマネジャー		社会福祉士、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉士		保健師		看護師				
	保健師	保健師に準ずる者(注)	社会福祉士	社会福祉士に準ずる者	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤					
地域包括支援センターかこがわ	1	2	3	2	2	8	2	2	1	1	2	2	1	1				
地域包括支援センターのぐち		2	2		2	6		6										
地域包括支援センターひらおか	2	1	2	2	2	7	2	5		1								
地域包括支援センターかこがわ南	1	2	2	2	1	6		3	2				1					
地域包括支援センターかこがわ北		2	2		2	6		4	1					1				
地域包括支援センターかこがわ西		2	3		2	7			3	1								
合 計	4	11	14	0	11	40	20	3	4	2	1	0	2	3	1	2		

(注) 保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師は含まない。)

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和8年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかこがわ	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	〒675-0066 加古川市加古川町寺家町57-1 電話：079-429-6510 (直通：代表) FAX：079-429-6514 (直通：代表)		
併設施設	鹿児の郷居宅介護支援事業所「かこがわ」		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	携帯電話	対応者 担当職員

【職員体制】

包括的支援 事業	職 名	氏 名	資格取得日
	保健師または看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集 中支援チーム員	[REDACTED]	—
指定介護予 防支援事業	(兼務)認知症地域支 援推進員	[REDACTED]	—
	資 格 名	氏 名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1人
	//	[REDACTED]	1人
	保健師	[REDACTED]	1人
	看護師	[REDACTED]	1人
	//	[REDACTED]	1人
	//	[REDACTED]	0.75人
	//	[REDACTED]	0.69人
	社会福祉士	[REDACTED]	1人
	事務職員	[REDACTED]	1人
	//	[REDACTED]	0.45人

令和8年度 地域包括支援センター収支予算書					
地域包括支援センターかこがわ					
科 目		令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	増減額(A-B)	摘要
収 入	包括的支援事業委託料	45,379,000	45,379,000	0	
	収入 計(C)				
科 目		令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	増減額(A-B)	摘要
支 出	事業費 計	93,015,000	93,215,000	-200,000	
	包括的事業人件費	38,500,000	38,200,000	300,000	職員給与
	指定介護予防事業人件費	41,650,000	40,900,000	750,000	介護支援専門員給与
	福利厚生費	200,000	150,000	50,000	職員検診代等
	会議費	5,000	5,000	0	研修会飲み物代
	旅費	10,000	10,000	0	研修交通費
	通信運搬費	2,000,000	2,300,000	-300,000	電話代、携帯代、切手代等
	消耗品費	200,000	200,000	0	コピー用紙、事務用品他
	印刷製本費	350,000	350,000	0	コピー代、名刺印刷代
	燃料費	100,000	150,000	-50,000	ガソリン代
	委託費	10,000,000	10,950,000	-950,000	予防プラン外部委託費
	管理費 計	4,364,000	4,164,000	200,000	
	什器備品費	200,000	200,000	0	パソコン代等
	修繕費	200,000	500,000	-300,000	設備、自転車修理代
	光熱水費	700,000	700,000	0	電気、水道代等
	使用料、賃借料	2,250,000	1,750,000	500,000	駐車場代等
	保険料	350,000	350,000	0	車両任意保険、自賠責保険等
	租税公課	50,000	50,000	0	重量税、印紙代等
	雑費	614,000	614,000	0	設備保守費用他
	その他	0	0	0	
	支出 計(D)	97,379,000	97,379,000	0	
差引収支(C-D)		0	0	0	

【基本方針】

【総合相談・権利擁護】

- ・地域の高齢者が、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していく事ができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の関係機関及び制度の利用に繋げる等の総合相談支援業務を実施する。
- ・困難な状況にある高齢者が地域において、安心して尊厳のある生活を送る事ができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者虐待への対応、困難事例への対応、成年後見制度の活用促進、消費者被害の防止等に取り組み、高齢者の生活の維持に努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

【在宅医療・介護連携】

- ・在宅医療・介護ニーズの高い高齢者や認知症高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける事ができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業者等の関係者、行政の担当窓口等との連携に努め、市や関係団体と協働する。

【生活支援体制整備】

- ・生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置されたささえあい協議会、それを運営する社会福祉協議会（以下「社協」という。）、生活支援コーディネーターと連携する。

【認知症総合支援】

- ・認知症高齢者やその家族が、住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行う。

【地域ケア会議】

- ・地域ケア会議を通して、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援や、医療・介護の専門職、地域の支援者等多職種による地域ネットワークを構築し、個別ケースの支援及び地域課題を把握する。

【一般介護予防事業】

- ・地域の高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てる事なく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人との繋がりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、生涯現役の地域づくりを目指した介護予防推進の啓発に努める。

【家族介護支援】

- ・現在介護をしている、また介護をする予定のある者、介護や介護予防に関心のある者を対象に、介護者のつどい「介護ほっとカフェ」を開催し、認知症への理解や介護者の負担軽減とリフレッシュを図るとともに良い介護が継続して行えるように努める。

【予防給付】

- ・サービス・活動事業における要支援者や事業対象者に対して、利用者の意志及び人格を尊重し、心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、関係機関との連絡調整等を行う。また自立支援や重度化防止に資するケアマネジメントにあたり、利用者本人の日常生活の目標を明確にするとともに利用者本人の意欲を引き出し、自主的に取り組みが行えるよう支援する。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

- ・地域の総合相談窓口として、地域の社会資源（フォーマル・インフォーマルサービス）及び地域住民の実態の把握に努め、保健・福祉・介護等に関する相談を受け適切な助言支援を行い問題解決に取り組んでいく。解決にあたっては高齢者の権利擁護と自立支援の視点に立ち、地域におけるネットワークの活用や、必要に応じて地域ケア会議を開催し地域課題を各関係者と共有していく。
- ・地域包括支援センター（以下「包括」という。）の広報紙を 300 部発刊し、医療系（病院、医院、歯科医院、調剤薬局）、介護系（施設サービス、在宅サービス事業所）、地域団体（地域の代表者、公民館等）、教育機関、金融機関等に配布し、包括の活動内容や役割を知って頂くツールとして活用し、顔の見える関係性づくり・連携体制の強化に努める。また、ブログの周知から高齢者が ICT を活用する足掛かりになるよう、包括の取り組みと合わせて積極的に広報する。
- ・地域住民や各事業所に向けて、成年後見制度や消費者被害防止、高齢者虐待防止等の啓発活動を行っていく。成年後見制度については成年後見支援センターとの連携を密にし、協働して適切な制度に繋がられるよう努める。高齢者虐待については、在宅サービス事業所に対して高齢者虐待防止出前講座を行う。令和 6 年度より在宅サービス事業所、居宅介護支援事業所（以下「居宅」という。）において虐待防止委員会を設置する事等が義務化されているため、虐待の通報窓口の周知や出前講座を効果的に行う事で、顔の見える関係性づくりに努めたい。
- ・高齢者はもとより、障がい、子ども、生活困窮等複合的な課題や重層的な課題のある事例に対しても、ワンストップ窓口として横断的な対応に努める。
- ・令和 2 年度より氷丘公民館で開催している「出張あんしん相談会」を引き続き年 12 回実施する。（原則毎月第 4 木曜日 10:00～11:00）介護保険に関する事その他、地域での生活における困り事等、様々な相談に対応する。身近な氷丘公民館で相談会を開催する事により、相談窓口に行きづらい地域住民のニーズを早期発見、適切な支援にお繋ぎし、住み慣れた地域で自立した生活ができるように努めていく。高齢者本人だけでなく、家族、民生委員等幅広い住民を対象とし、誰でも気軽に相談できる窓口を目指していく。主たる担当者を主任介護支援専門員、社会福祉士とし、相談会だけではなく、介護予防や認知症予防等も含めた地域のニーズに対応できる窓口として、周知の強化に努める。また、氷丘地区担当の生活支援コーディネーターに協力依頼し、地域支援や生活支援体制の充実を図っていく。民生委員の定例会や通いの場等でも継続して広報し、より地域に根差した相談窓口として活用してもらえよう努める。
- ・新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）が 5 類に移行したが、他の新興感染症が流行する可能性もあり、対策の一環として BCP 委員会を設置し、感染症の予防及びまん延防止に関する指針を作成し、包括の機能が低下しないよう努める。また、新興感染症の流行や災害時等にはテレワークを再開できる体制を整備する。
- ・コロナ等の感染拡大が発生した場合は、状況をみて参集型の活動をオンラインに切り替えて開催していく。高齢者の ICT 利活用に対する支援も引き続き求められ、ブログの発信からオンラインミーティングへの参加支援等、デジタルデバイドの解消とともに社会参加の機会確保も意識して支援していきたい。
- ・虐待防止、ハラスメント防止、身体拘束廃止に関する委員会を設置し、権利擁護に対して正しい知識をもつとともに、事例検討や研修会を行う事で、利用者に対して適切な支援ができるように努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・地域包括ケアシステムを推進する上で、地域の介護支援専門員と相互の役割や専門性の理解を明確にし、より良い役割分担と連携が図れるよう、介護支援専門員の要望や実情に合わせ

た研修会を開催し、ケアマネジメント力の向上を図る。

- ・加古川町内の介護支援専門員に、年間を通して知識の向上やケアプラン作成時に必要な課題等をわかりやすく、また多様な連携支援を目指し、以下の研修会を予定している。
- ・4月23日、加古川町内介護支援専門員研修会
梅谷事務所（法務・会計）の司法書士、梅谷正太氏を講師に迎え「遺言書の基本的な考え方や家族への思いの伝え方」と題し、講義とグループワークで学びの機会をもつ。
- ・6月25日、加古川町内介護支援専門員・民生委員合同研修会
加古川市健康課から講師を招き「心と健康のコミュニケーション」をテーマに講義して頂く。意見交換を行う事で、理解を深めるとともに、介護支援専門員と民生委員の連携強化も目的として開催予定。
- ・7月14日、6包括合同研修会
新しい自立支援マネジメント会議が効果的に実施できるようにICFについて学び、介護保険サービスからの卒業も視野に入れたケアマネジメントについて知識を深める。
- ・8月27日、加古川町内介護支援専門員研修会
加古川町内の居宅に事例提供を依頼し、事例検討会を行う予定。事例を通して学びの機会をもつとともに、介護支援専門員同士の交流を図る。
- ・10月29日、加古川町内多職種連携研修会
「支援拒否、意思決定が難しい人との関わり方」をテーマに多職種で検討する事でより良い関係性が築け、効果的な支援が行われる体制づくりも視野に入れて実施予定。
- ・11月、6包括合同研修会
介護支援専門員交流会を予定。
- ・12月24日、加古川町内介護支援専門員研修会
「災害時、介護支援専門員として何ができるか。避難所での対応を考える」というテーマで開催予定。
- ・2月、6包括合同研修会
医療・介護連携をテーマに実施予定。
- ・一人所属の居宅や、新人の介護支援専門員が多いという加古川町内の居宅の実情を踏まえ、ケアプランの作成や困難事例等の助言・相談を行い、介護支援専門員のアセスメント力の向上等の後方支援に努める。
- ・介護予防支援の直接契約や、総合事業の改定等、事業所によって解釈の違いや齟齬が生じている状況が散見されているため、行政や他の包括とも確認しながら正しい情報提供をし、適切なケアマネジメントが行われるように支援していく。
- ・基本的には対面で研修会を行い、関係性づくりに必要な顔の見える交流や課題の共有等を予定しているが、状況に応じてオンラインでの開催に移行できるよう準備しておく。また、ICTを活用した参加申し込みやアンケートを実施し、不慣れな介護支援専門員にも活用頂けるように支援していく。

【在宅医療・介護連携の推進】

- ・市や医師会等関係団体が実施する会議や研修会等に参加し、地域の医療・介護サービス等の社会資源の把握、在宅医療、在宅介護の提供体制の構築に努める。
- ・ACPシートを活用し、在宅療養生活を送る上で利用者や家族等が大事にしている意向をタイミング良く聞き取りし、各関係機関と情報を共有するとともに医療・介護連携の橋渡しができるよう努めていく。
- ・地域の通いの場の会場等にて、ACPについて講話予定。包括が出務しているほとんどのサロンで講話を実施してきたが、繰り返し必要性を伝えていくためにも、2回目以降の開催も打診していきたいと考える。令和8年度は2か所のサロンで実施予定。
- 10月23日 西大野いきいきふれあいクラブ
- 1月17日 ふれあいサロンなごみ
- ・介護者の方を対象に12月11日の介護者のつどいにてACPの講座を開催予定。

- ・地域の方に、よりACPを分かりやすく、馴染みやすく理解頂けるよう、「ACP川柳」「人生会議小唄」を活用する。令和8年度も看護師や社会福祉士の実習受け入れを予定している事から、将来を担う専門職に対しての普及啓発にも引き続き取り組んでいく。
- ・播磨薬剤師会加古川町担当者とエリア内の課題について共有し、必要時は地域ケア個別会議や多職種連携研修会等に参加頂き、ネットワークづくりに努める。
- ・地域の通いの場等において、加古川町内の薬剤師等に講師を依頼し、地域住民と気軽に相談できる関係づくりを支援する。

11月25日 友沢町内会 つつじ薬局木村店

2月9日 河原第2町内会ふれあいサロン かもめ薬局中津店

【生活体制整備の推進】

- ・地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等になる事の予防又は軽減、悪化防止に関わる体制づくりや、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくために、市や社協、生活支援コーディネーターと協力し、ささえあい協議会に参画するとともに、町内会・民生委員・老人会・ボランティア団体・NPO法人・民間企業・協同組合・介護事業所等の関係者との連携に努める。
- ・地域の社会資源の把握を行うとともに、ささえあい協議会等と連携して地域課題から新たな社会資源の必要性について検討し、フォーマル・インフォーマルサポートをケアミックスさせた上で重層的なネットワークの構築が図れるように努める。また社協との連携を密にしながら地域団体の集会や「ささえあい会議」に参加し、地域課題を吸い上げる事から地域ネットワーク会議の開催に繋げていくとともに、地域団体へ地域包括ケアシステムの構築に向けた動機づけや住民同士の互助を促していく。
- ・ささえあい協議会から顔の見える関係性を構築し、地域づくりについて参加メンバー全員が合意形成の上で協働できるように生活支援コーディネーターと連携を図る。氷丘地区では、ささえあい協議会の目的を再確認した上で、次年度の研修会を検討する事や、ひおCarの住民主体の運営に向けて引き続き協議していく。加古川地区では、高齢者が地域で困った時に活用できる生活支援の仕組みづくりとしてゴミ出し支援を中心に検討し、ほほえみスペースのあり方等についても継続して協議していく予定。

【認知症総合支援】

- ・認知症の早期発見、早期受診、早期ケア体制を実現するため、相談時や通いの場等において、脳の健康チェックを実施する等、認知症の疑いのある人についてかかりつけ医や認知症相談医への受診を勧める。
- ・加古川市内にお住まいで、介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に、年12回加古川市総合福祉会館で認知症予防教室「オレンジサロン」を開催する。認知症予防を入り口に、早期発見、認知症の人への対応等幅広い内容を提供し普及啓発を行うとともに、通いの場の一つになるよう支援する。

4月9日 あたまの健康セミナー

5月14日 耳の健康と認知症予防

6月11日 認知症を取り巻く制度～加古川市～

7月9日 お腹の健康

8月6日 お薬とちょこっとサプリメントのお話

9月10日 認知症と飲み込みの関係

10月8日 認知症のお話とフレイル予防体操

11月12日 加古川市の災害を正しく知って正しく備えよう！

12月3日 デイサービスのリハビリを体験してみよう！

1月14日 骨密度は大丈夫？骨の健康を考えよう！

2月4日 いきいき百歳体操を体験しよう！

3月11日 コグニサイズをやってみよう！

- ・保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による、認知症の早期における症状悪化防止のための支援、また認知症の疑いのある利用者に対する総合的な支援を行うため、認知症初期集中支援チーム員と認知症地域支援推進員が連携を図りながら課題解決に努める。
- ・加古川町内の在宅サービス事業所や地域住民等に向けて、加古川市の認知症施策や認知症地域支援推進員の役割について研修会を年2回以上開催して周知するとともに、顔の見える関係性をつくり、ネットワークの構築へと展開する事を図る。また、認知症が課題となる困難事例については認知症地域支援推進員や地域ケア検討会議のメンバーを中心に地域ケア個別会議を開催し、地域の中で課題解決できるように努める。さらに認知症初期集中支援チームが開催するチーム員会議に出席するとともに同チームとの連携を図る。また、医療と介護の連携に向けた認知症情報提供シートの活用や、認知症相談医等との連携体制の構築や正しい知識の普及啓発に努めたい。
- ・認知症の早期発見・早期診断の必要性を念頭に、認知症の普及啓発活動の一環として、認知症サポーター養成講座を加古川町で活動中のキャラバンメイトとともに、地域住民、企業、学校等を対象に開催していく。リーダー、サブリーダーは加古川町内の事業所のキャラバンメイトに担当して頂き、包括職員はサブリーダー・事務局として後方支援し、有機的な連携や幅広い活動に繋げていく。
- ・加古川市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業を通じ、日頃からの見守り活動の必要性や、認知症の人や家族が安心して生活できる地域づくりを意識し、各関係機関や警察、町内会や民生委員と連携を図る事ができるネットワークの構築へと展開する。見守りサービス等についても市や企業等と連携して周知に努め、活用して頂けるような体制づくりと支援を行っていききたい。

【地域ケア会議】

- ・課題解決に至らない事例においては、積極的に地域ケア個別会議を開催し、多職種や地域の方を交えて検討する事で課題の整理と分析を行い、支援体制の構築・強化を図る。さらにそこから得られる課題を抽出・分析していくとともに、地域包括ケア推進会議に参画し、新たな社会資源・政策の開発に繋げていくよう努める。地域住民、多職種、行政等と連携・協働する事で、誰もが安心して暮らす事のできる地域包括ケアシステムの構築を目指していく。
- ・自立支援マネジメント会議においては、令和7年度から見直しが行われ、利用者がその人らしい生活ができるような計画書を作成する事ができるという目標に向け、ICFを用いた会議を実施している。令和8年度は居宅の介護支援専門員に参加して頂き実施予定で「介護保険サービスからの卒業」の視点を加えたケアマネジメント力を身につける事を目指す。さらに、緩和型サービスや地域の社会資源を活用した支援を検討するため、生活支援コーディネーターと連携を図り、新たな自立支援マネジメント会議を円滑に進めていきたい。

【一般介護予防事業】

- ・住民主体で開催しているいきいき百歳体操の会場に随時参加し、代表者・参加者の意見や思いを聞き、今後も継続できるように支援する。また、地域の中で通いの場を求めている地域住民がいた際には情報提供を行い、住民一人ひとりが主体的に参加できるよう個人と地域との繋がりを強化していく。
- ・介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、地域住民が主体となって実施する通いの場等介護予防事業において講話を実施する等、地域住民の各種制度に対する理解と普及に努める。また、年齢や心身の状況等によって分け隔てる事なく、住民主体の通いの場の充実が図れるよう、市や社協等と連携をとりながら地域力の向上を図る。さらに専門職等の関与を促進し、自立支援に向けた地域における介護予防の取り組みを強化していく。
- ・多死社会到来の課題に対して、またコロナ禍における突然のリビングウィルの選択等、講習会等の機会を活用し、年齢や介護度に関わらずACPについて地域住民と考える機会を設けていく。
- ・通いの場の不在地域においては、個別の課題から地域の課題、高齢者支援のプロセスや解決

の方法等を蓄積し、個人や地域に対して予防的な働きかけや、通いの場の立ち上げ支援を行っていくように努める。

- ・前年度のサロン代表者交流会において、後継者不足や新規参加者がいない事等が共通の課題としてあがっており、今年度はその課題について具体的な提案をお示しできるように、市よりICTを活用した地域のつどい場の案内や、今後介護サービスに置き換わる場としての地域のつどい場の必要性、運営を支える施策等について講話して頂き、更なる活動に繋げる事ができるような交流会を企画する。

【家族介護支援】

- ・現在介護している方や介護経験者、介護に興味のある方等幅広い方を対象に年に12回介護者のつどい「介護ほっとカフェ」を実施する。介護相談や介護者同士の話し合いを行う事で気持ちを整理し、介護を前向きに捉えられるように支援する。また参加者相互に心理的な支え合いができるような仕組みづくりを行う。
- ・参加者が関心のあるトピックスを提供できるよう、講師を招く等して介護に関する知識や技術を習得して頂けるように努めるとともに、介護や生活に関する情報や留意点等の啓発、リフレッシュ活動等を盛り込みながら介護者の負担軽減や気分転換に繋がるよう支援する。
- ・公民館やかこむ等にチラシを配布し、神戸新聞や広報かこがわに案内を掲載し、ニーズがある方に包括職員等が直接周知する等、幅広く啓発する事で新たな参加者を募り、参加者の定着を図るとともに、誰でも参加しやすい会が継続できるよう努めていく。

- 4月10日 施設探しのポイントを知ろう
- 5月8日 音楽療法について知ろう
- 6月12日 熱中症の予防と対策についてのお話
- 7月10日 金銭管理ができなくなった時のために
- 8月14日 フレイルを防ぐ栄養のポイントとは
- 9月11日 小規模多機能型居宅介護ってなに
- 10月16日 リフレッシュバス旅行
- 11月13日 相続について学ぼう
- 12月11日 もしバナゲームをしてみよう
- 1月8日 特殊詐欺に気を付けよう
- 2月12日 薬剤師による薬の管理法を学ぼう
- 3月12日 ～制度の狭間～移動支援について

【予防給付】

- ・公正・中立な情報提供を行うとともに、介護保険の理念に基づき適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務ができるよう、フォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスの情報提供も視野に入れ、対応していけるように努める。
- ・独居世帯・高齢者世帯の増加、身内が不在または遠方等の世帯が増加傾向にある事から、相談時等を契機にACPシートを活用し、本人の意向の聞き取り、家族や専門職等との共有ツールとして支援し、ケアプランにも反映できるよう努めていく。
- ・高齢者人口の増加や介護保険事業者数の増加、また同一町内に加古川中央市民病院を抱える地域特性から新規利用者の増大により病院からの急な退院調整や区分変更等の相談が増加している。今後も尚一層インテークを確実にを行い、三職間の情報共有を密にし、利用者にとって効率よく且つ柔軟に即応できるよう努める。
- ・65歳を迎え障がい福祉サービスから介護保険への移行事例の増加に伴い、加古川市障がい者基幹相談支援センターや障がいサービスの相談支援員とも事前に介護保険の説明のための同行訪問等を行って連携を図り、サービス支給量・内容の違いを十分把握し、自立への意欲、生活の継続性が保持・増進できるように努める。
- ・本人・家族の意向を聞き取りし、地域の実情を踏まえ、災害対策や避難方法等の話し合いも徐々に勧め、またケアプランに反映できるよう啓発に努める。

- ・居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、直接契約できる事でお互いに業務負担の軽減を図るとともに、介護支援専門員の専門性を活かし、利用者のスムーズなサービス利用に繋がるように、事業所等と連携して仕組みづくりを行っていく。
- ・令和6年度より、介護支援専門員の法定研修に適切なケアマネジメント手法の内容が追加されており、包括としても、生活の将来予測や各職種の視点や知見に基づいた根拠のある支援の組み立てを行う事ができるように、介護予防支援を行っていく。
- ・総合事業の見直しに向けて、加古川市の自立の三本柱である強み、自己決定、重度化防止に「元の生活に戻る」という新たな視点を加え「介護保険サービスからの卒業」を目指し、インフォーマルサービスを活用する事や、セルフマネジメントを意識した支援を行っていく。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和8年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターのぐち	事業開始年月日	H21.4.1
所在地	加古川市野口町水足 107-1 電話: 426-8218 (直通) FAX: 426-8219 (直通)		
併設施設	特別養護老人ホーム万亀園		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	[REDACTED]	対応者 電話転送先

【職員体制】

包括的支援 事業	職 名	氏 名	資格取得日
	看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集 中支援チーム員	[REDACTED]	—
	(兼務)認知症地域支 援推進員	[REDACTED]	—
指定介護予 防支援事業	資 格 名	氏 名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1

令和8年度 地域包括支援センター収支予算書					
		地域包括支援センターのぐち			
科 目		令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	増減額(A-B)	摘要
収 入	包括的支援事業委託料	34,529,000	34,529,000	0	
	収入 計(C)				
科 目		令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	増減額(A-B)	摘要
支 出	事業費 計	64,364,000	64,364,000	0	
	包括的事業人件費	31,000,000	31,000,000	0	主任介護支援専門員・看護師・社会福祉士各2名
	指定介護予防事業人件費	22,500,000	22,500,000	0	介護支援専門員常勤5名・計5名
	福利厚生費	70,000	70,000	0	職員検診等
	会議費	10,000	10,000	0	研修会飲み物代
	旅費	110,000	110,000	0	研修等交通費
	通信運搬費	900,000	900,000	0	電話代、携帯代、切手代等
	消耗品費	307,000	307,000	0	コピー用紙、事務用品 他
	印刷製本費	247,000	247,000	0	コピー代、名刺印刷代
	燃料費	220,000	220,000	0	ガソリン代
	委託費	9,000,000	9,000,000	0	予防プラン外部委託費
	管理費 計	3,316,000	3,316,000	0	
	什器備品費	0	0	0	
	修繕費	44,000	44,000	0	自転車修理代
	光熱水費	900,000	900,000	0	電気代、水道代
	使用料、賃借料	2,310,000	2,310,000	0	システムリース代、車両リース代等
	保険料	16,000	16,000	0	施設事故賠償責任保険、建物保険
	租税公課	21,000	21,000	0	車検、重量税、印紙代等
	雑費	25,000	25,000	0	手指消毒液
	その他	0	0	0	
	支出 計(D)	67,680,000	67,680,000	0	
差引収支(C-D)		0	0	0	

【基本方針】

- 1 地域の総合相談・支援の窓口として、利用者のみならず地域住民からの相談にも円滑に対応できるよう、関係者間のネットワーク構築を図る。
- 2 加古川市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療・介護連携に関する各種会議への参画、生活支援体制整備のための協議体への参画及び生活支援コーディネーター（以下「SC」という。）との連携、並びに各地域ケア会議の運営・参加を行う。
- 3 認知症になっても安心して地域で生活できるよう、認知症の人やその家族を支える取組を推進するとともに、地域住民や関係機関に対する認知症に関する普及・啓発を行い、認知症総合支援の推進を図る。
- 4 高齢者やその家族等に対する個別支援及び地域活動支援の実施にあたっては、感染予防対策を徹底した上で対応する。
- 5 高齢者やその家族が抱える課題に対し、地域包括支援センター（以下「包括」という。）として多分野にわたる支援が行えるよう、関係機関と連携・協力できる体制の構築を図る。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

- ・地域の総合相談・支援の窓口として、保健・福祉・介護等に関する相談を受け、適切な助言・支援を行うとともに、相談者等の強みを活かしながら生活課題の解消に向けて支援する。
- ・相談を受けた際は、緊急性について三職種で検討を行う。状況に応じて市及び関係機関と連携を図り、迅速に対応する。
- ・相談者が置かれている状況に応じて、訪問、電話、来所等、適切な相談方法に配慮する。
- ・昨年度に引き続き、より身近で相談しやすい窓口として「介護・福祉なんでも相談」を、高齢者の生活に直結した買物の場である商業施設内（マックスバリュ水足店・野口店）において開催する。

<権利擁護>

（成年後見制度の活用・促進）

- ・地域のサロン等への参加により、成年後見制度について分かりやすく説明する機会を設ける。
- ・成年後見制度の利用が必要なケースで適切な申立者がいない場合は、早期に市へ状況を報告し、市長申立てについて検討する。
- ・緊急性等を踏まえてケースを精査した上で、相談者の利益を最優先とし、適切な支援先を選定する。
- ・多面的な視点からの検討を行うため、成年後見支援センターと連携し、専門相談を活用することで、地域住民にとって最善の利益につながる支援体制の構築を図る。

（高齢者虐待への対応）

- ・民生委員や近隣住民、サービス事業所等、地域のネットワークを積極的に活用し、高齢者虐待の早期発見に努める。
- ・通報・相談を受けた場合は、加古川市高齢者虐待防止マニュアルに基づき、関係者から情報収集及び事実確認を行い、当日中に緊急性の判断を行う。
- ・生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、市と連携を図り、居所への立入調査や質問を行う。
- ・認知症等により意思疎通が困難で、かつ本人を代理する家族がいない場合など、保護の必要性があり老人福祉法に基づく措置が必要と判断した場合は、市と連携し必要な支援を検討する。
- ・虐待認定されたケースについては、必要に応じて関係機関を招集し、支援方針や役割分担を検討するケース会議を開催する。
- ・三職種で加古川市高齢者虐待防止マニュアルを確認し、迅速かつ的確な対応が行える体制を整備する。
- ・加古川市社会福祉士主催の虐待対応研修に参加・開催することで、三職種の対応力向上を図る。

(困難事例への対応)

- ・8050 問題や複合的な課題を抱えるケースなどの困難事例については、三職種で情報共有を行い、支援の方向性を統一する。支援にあたっては、対象者の強みと他機関の機能・役割を活かしながら、関係機関と連携し、生活課題の解決に向けて協働する。
- ・地域住民、民生委員、その他関係機関に協力を依頼し、地域ケア会議を活用して支援計画を策定する。
- ・高齢者のみならず、その家族が抱える課題に応じて、障がい者相談機関、健康福祉事務所、地域福祉課、家庭支援課等の他分野機関と連携・協力を図る。

(消費者被害の防止)

- ・被害の未然防止のため、加古川市消費生活センター等から最新情報を収集し、地域住民へ情報提供を行う。
- ・特殊詐欺被害のおそれがある高齢者については、加古川警察との協定に基づき情報交換を行い、必要な支援を実施することで被害防止に努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・医療、地域及び介護支援専門員のネットワーク構築を目的として、研修の開催や、事業所・介護支援専門員等に関連する機関・団体への積極的な働きかけを行う。
- ・介護支援専門員の相談窓口としての周知を図るとともに、相談しやすい関係づくりを目的として、居宅介護支援事業所への巡回相談を実施する。
- ・介護支援専門員からの相談に対し、地域ケア個別会議を開催することでケアマネジメント支援を行うと同時に、地域課題の抽出につなげられるよう関係機関と連携を図る。あわせて、新たに開催される自立支援マネジメント会議を通じて、ケアマネジャーが自立支援の視点を身につけ、より一層のケアマネジメント力の向上が図られるよう支援する。
- ・研修会や会議等を通じ、家庭全体で支援が必要となるケースにおいて、障がい者基幹相談支援センターとの情報交換や課題の共有を図り、連携を強化する。
- ・介護支援専門員のスキルアップ及び顔の見える関係づくりを目的として、エリア研修を年5回「気づきの事例検討会」として開催するほか、「SCとの交流・勉強会」及び「虐待に関する研修」を各1回企画・実施する。
- ・また、6 包括合同研修会を年3回開催する。上半期は、加古川市が目指す自立支援に向けて「ICFを用いた情報整理とケアプランへの反映」をテーマとした研修を実施する予定とする。下半期は、「交流会」及び「医療・介護連携」をテーマとした研修会を計画・実施する。
- ・あわせて、業務多忙なケアマネジャーのメンタルヘルスケアや、ケアマネジャー同士の顔の見える関係づくりに着目した研修内容を企画・実施する。

【在宅医療・介護連携】

- ・在宅医療・介護連携に関する地域の医療・介護関係者による会議や研修会等に積極的に参加し、関係機関とのネットワーク構築を図る。
- ・医療と介護の円滑な連携を推進するため、在宅医療・介護連携支援センターをはじめ、地域の介護支援専門員やサービス事業所と連携における課題を共有し、入退院時における切れ目のない支援の実現を図る。
- ・加古川市中央市民病院との連携会議に参加し、情報交換及び課題の共有を行うことで、連携体制の強化を図る。
- ・加古川市健康福祉事務所との連携を図り、認知症や精神疾患、難病を有する高齢者及びその家族に対する支援について協力体制を強化する。

【生活支援体制整備】

- ・SCや地域住民と協力し、地域課題の把握を行うとともに、住民同士の支え合いの仕組みづくりを支援する。
- ・担当圏域内のささえあい協議会（野口公民館エリアささえあい協議会、野口北公民館ささえ

あい協議会)に参画し、関係団体との連携強化に努める。参画にあたっては、地域の持つ力が十分に発揮され、地域住民が主体的に支え合う仕組みの構築につながるよう支援する。

(野口公民館エリアささえあい協議会での取組)

- ・野口公民館エリアささえあい協議会においては、「地域の強み」を意識しながら地域課題の共有を図り、住民主体で取組内容の検討が行えるよう、SC及び市と協働して検討を進める。
- ・生活支援及び移動支援については、具体的な仕組みの構築に向けて検討を深化させる。
- ・年間を通じて、「生活支援チーム」及び「外出支援チーム」に分かれ、協議及び活動を推進する。

(野口北公民館エリアささえあい協議会での取組)

- ・地域住民が主体となり、助け合い活動が定着するよう働きかけを行う。
- ・年間を通じて、「見守りワーキングチーム」及び「生活支援・外出支援ワーキングチーム」に分かれ、協議及び活動を推進する。
- ・前年度からの継続した取組として「木になる輪」の体験を実施し、地域における見守り活動の啓発について検討を進める。
- ・見守り活動の理解促進を図るとともに、地域住民が参加しやすい支え合い活動の場づくりを支援する。

【認知症総合支援】

- ・認知症相談センターとして、本人、家族及び関係機関からの相談に応じるとともに、本人の望む生活の実現に向けて地域等と連携・協力を図る。認知症に関する不安、行動・心理症状(BPSD)、介護負担、医療受診、サービス利用等、幅広い相談に対応する。
- ・中学校及び一般住民を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催する。
- ・小学生向け講座の実施に向け、エリア内の小学校へ働きかけを行い、開催に向けた調整を進める。
- ・認知症に対する理解促進と地域の見守り力の向上を図る。
- ・認知症初期集中支援チームとして、医療受診ができていない、サービスにつながっていない等の初期段階の認知症高齢者等に対する支援を行う。また、医師や行政と連携し、チーム員会議を実施する。
- ・医療機関につながり確定診断を受けるまでの間、地域や関係者に対して正しい知識の普及を行うとともに、誰もが住みやすい地域づくりの推進に向けた啓発活動を実施する。
- ・認知症地域支援推進員会議に参加し、担当圏域の状況等について意見交換を行い、その内容を今後の加古川市における認知症施策へ反映させる。あわせて、行政及び関係機関と連携し、新たな認知症観を踏まえた認知症相談支援ガイドブック(ケアパス)の改訂に取り組む。
- ・認知症教室の継続実施にあたり、講師調整や当日の相談対応を行う。令和8年度は総合福祉会館にて開催予定とし、より多くの住民の参加につながるよう、開催場所、講義内容及び周知方法について継続的に検討する。
- ・認知症相談・連絡シートのさらなる活用・普及に努め、関係機関間で必要な情報を共有することで、医療・介護サービスが円滑に提供されるよう連携を図る。
- ・認知症相談医、包括及び居宅介護支援事業所との円滑な連携を図るため、認知症うつ病対策講演会や認知症相談隣保会に積極的に参加し、顔の見える関係づくりを推進する。
- ・認知症見守りSOSネットワークや見守りタグについて、利用者及び家族、関係機関への普及・啓発に努める。
- ・認知症相談業務を通じて本人や家族の思いを把握し、早期に適切な支援につながるよう相談体制の充実を図る。また、関係機関と連携し、本人の意思を尊重した支援計画を実施する。
- ・認知症の人とその家族が地域の中で安心して過ごせる居場所を提供し、交流・相談・情報共有を通じて孤立防止と心理的支援を図ることを目的として、オレンジカフェを月1回開催する。あわせて、地域住民やボランティアの認知症への理解を深め、認知症にやさしい地域づくりを推進する。
- ・認知症の人の意思が尊重され、その人らしい生活の継続が図られるよう、本人の意向や価値

観の把握に努めるとともに、意思決定支援の視点を踏まえた支援を推進する。また、家族及び関係機関と連携し、本人主体の支援体制の構築を図る

【地域ケア会議】

- ・困難事例について、地域住民、介護支援専門員をはじめとする関係機関から、利用者の支援に関わる関係者を参集し、幅広くニーズの把握を行う。
- ・個別課題の解決を第一の目的とし、その過程において、近隣住民と専門職とのネットワークの構築を図る。
- ・個別ケースへの対応を通じて得られた知見や成功事例を蓄積し、他のケースへの支援に活用する。
- ・必要に応じて、複雑な課題を抱える世帯に対し、高齢分野に限らず多分野の専門職の参加・協力を求め、重層的な支援につなげられるよう連携を強化する。
- ・地域ケア検討会議及び地域包括ケア推進会議へ参加し、個別課題を集約・分析することで地域課題を抽出し、社会資源の開発や地域づくりへとつなげる。
- ・介護支援専門員への支援を行う中で困難事例等を把握し、地域ケア個別会議の開催及び参加を積極的に働きかける。
- ・自立支援マネジメント会議を、エリア内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象として年間3回開催する。専門職からの助言を受けながら、多様な社会資源やサービスを活用したケアプランの作成を支援し、ケアマネジメント力の向上を図る。
- ・また、年2回の合同意見交換会を通じて地域課題の整理・集約を行い、今後の地域づくりや施策への反映につなげる。

【一般介護予防事業】

(1) 住民主体のサロン・百歳体操の支援

- ・サロン及び百歳体操の活動場所を定期的に訪問し、運営者及び参加者との意見交換を実施する。
- ・活動の継続に向けた課題の整理、運営支援及び情報提供を、SCと協働して行う。
- ・新規サロンの立ち上げに関する相談対応や、活動場所の確保に向けた支援を実施する。

(2) ボランティア育成と地域リーダーの発掘

- ・地域住民の中からリーダーとなり得る人材の発掘に努め、活動の継続性の向上を図る。
- ・ボランティア同士の交流の機会を設け、活動の横のつながりの強化を図る。

(3) 介護予防活動の充実（フレイル予防）

- ・いきいき百歳体操の普及及び定着を支援し、参加者の増加を図る。
- ・運動・栄養・口腔の視点を取り入れたフレイル予防に関する講座を開催する。
- ・管理栄養士、歯科衛生士、運動指導員等の専門職と連携し、多角的な介護予防支援を実施する。

(4) 健康づくり講座の開催

- ・介護予防に関する研修会や勉強会に積極的に参加し、得られた知識を地域へ還元する。
- ・「転倒予防」「認知症予防」「栄養改善」「口腔ケア」等、地域住民のニーズに応じた講座を企画・開催する。
- ・閉じこもりや社会参加の機会が少ない高齢者の把握に努め、介護予防活動への参加につなげる支援を行う。

【家族介護支援】

- ・家族介護支援として、対象者の状況に応じ、「介護者のつどい」「男性介護者のつどい」「女性介護者のつどい」を定期的に開催する。
- ・在宅で介護を担う家族が、介護負担や精神的ストレスを軽減し、安心して介護を継続できるよう、交流・相談・学びの場を提供する。
- ・「介護者のつどい」は、現在介護を行っている方、今後介護を担う可能性のある方、または

介護に関心のある方を対象として開催する。

- ・開催場所は野口公民館及び陵南公民館とし、年2～3回の実施を基本としつつ、参加者の状況に応じて柔軟に対応する。
- ・参加者同士の交流が促進されるよう、参加者の経験や強みを活かした関係づくりを支援する。

■今年度の実施計画

(1) 介護者のつどい (年3回)

時間：13時30分～15時30分

会場：陵南公民館・野口公民館

- ・参加者同士の交流の促進を図るとともに、介護者の孤立防止、介護負担の軽減及び介護離職の予防を目的として実施する。

6月19日(金) 陵南公民館

10月16日(金) 陵南公民館

2月20日(金) 陵南公民館

(2) 男性介護者のつどい (年2回)

時間：13時30分～15時30分

会場：陵南公民館

- ・男性介護者が抱えやすい「相談のしにくさ」「孤立」「役割の急変」等の課題に対応し、地域で支え合える環境づくりを目的として実施する。

5月28日(木) 陵南公民館

11月26日(木) 陵南公民館

(3) 女性介護者のつどい (年2回)

時間：13時30分～15時

会場：万亀園 喫茶室

- ・喫茶形式による交流の場を提供し、女性特有の悩みや役割負担(家事・育児・就労との両立等)に寄り添い、孤立防止及び心身の健康維持を図る。

7月23日(木) 万亀園

1月28日(木) 万亀園

【予防給付】

- ・介護保険の要支援認定者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、心身の状態や生活機能、生活環境等を踏まえ、適切なケアマネジメントを実施する。
- ・指定居宅介護支援事業所へ委託する際には、介護予防支援業務が特定の事業所に偏ることのないよう配慮し、中立性及び公平性の確保に努める。
- ・居宅介護支援事業所への引継ぎにあたっては、包括内で十分な情報共有を行い、要介護認定者の引継ぎ先が特定の事業所に偏らないよう配慮し、中立性及び公平性の確保に努める。
- ・要介護認定者の引継ぎを円滑に行うため、居宅介護支援事業所の受入状況等について包括内で情報共有を行う。
- ・制度改正に伴う介護予防支援の指定対象の拡大を踏まえ、指定居宅介護支援事業所との情報共有を強化し、円滑な連携体制の構築を図る。
- ・加古川市総合事業の見直しに係るプロジェクトチームの一員として会議に参加し、制度変更の内容について理解を深めるとともに、包括内での共有を徹底する。
- ・包括として、初期相談の段階から生活上の課題に着目した丁寧なアセスメントを行い、新たに導入されるサービスも含め、適切な支援につなげる。
- ・利用者の自立支援及び重度化防止の視点を踏まえたケアマネジメントの質の向上に努める。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和8年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターひらおか	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	加古川市平岡町高畑20-1 電話： 079-451-0405 (直通：代表) FAX： 079-451-0406 (直通：代表)		
併設施設	特別養護老人ホームグランはりま		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	[REDACTED]	対応者 [REDACTED]

【職員体制】

包括的支援 事業	職 名	氏 名	資格取得日
	保健師	[REDACTED]	[REDACTED]
	保健師	[REDACTED]	[REDACTED]
	看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集 中支援チーム員	[REDACTED]	—
	(兼務)認知症地域支 援推進員	[REDACTED]	—
指定介護予 防支援事業	資 格 名	氏 名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	社会福祉主事	[REDACTED]	0.4

令和8年度 地域包括支援センター収支予算書					
				地域包括支援センターひらおか	
科 目		令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	増減額(A-B)	摘要
収 入	包括的支援事業委託料	40,019,000	40,019,000	0	委託料
	収入 計(C)				
科 目		令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	増減額(A-B)	摘要
支 出	事業費 計	71,650,000	70,210,000	1,440,000	
	包括的事業人件費	31,000,000	31,000,000	0	従業員給与・通勤費・賞与・社会保険料
	指定介護予防事業人件費	25,000,000	25,000,000	0	従業員給与・通勤費・賞与・社会保険料
	福利厚生費	540,000	600,000	-60,000	職員健診、給食費等
	会議費	20,000	20,000	0	研修会飲み物代
	旅費	20,000	20,000	0	電車代
	通信運搬費	2,000,000	2,000,000	0	電話代
	消耗品費	670,000	670,000	0	コピー機カウンター料、備品等
	印刷製本費	0	0	0	金額が僅少のため消耗費で処理
	燃料費	900,000	900,000	0	ガソリン代
	委託費	11,500,000	10,000,000	1,500,000	予防プラン外部委託費
	管理費 計	6,730,000	7,290,000	-560,000	
	什器備品費	380,000	300,000	80,000	パソコン、ソフトウェア代
	修繕費	800,000	1,200,000	-400,000	自動車修理、車検、保守料
	光熱水費	600,000	600,000	0	電気代等
	使用料、賃借料	4,100,000	4,200,000	-100,000	車両リース、土地建物賃貸料
	保険料	400,000	660,000	-260,000	車両任意保険、火災保険
	租税公課	50,000	30,000	20,000	印刷代、消費税
	雑費	400,000	300,000	100,000	人材紹介料、振込料等
	その他	6,955,000	4,830,000	2,125,000	法人本部繰出金、予備費
	支出 計(D)	85,335,000	82,330,000	3,005,000	
差引収支(C-D)		0	0	0	

【基本方針】

地域包括支援センターひらおか（以下、包括という。）は高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送る為に、心身の健康の保持及び生活の安定の為に必要な援助を行う事により、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。地域のネットワーク作りを推進し、地域包括ケアシステムの構築に努める。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

1. 総合相談支援

① 地域の総合相談・支援の窓口としての機能

- ・ 地域の高齢者や家族などからの保健・福祉・介護等に関する相談対応。
- ・ 相談内容によって適切な支援へとつなぎ、関係者のネットワークを構築する。
- ・ 専門的・緊急の対応が必要と判断した場合には適切な専門機関やサービスに引き継ぐ。
- ・ 緊急の対応が必要な時は市及び関係機関と連絡し迅速な対応を行う。
- ・ 各種福祉サービス利用時に手続き困難な場合には代行申請を行う。

② 出張「介護・福祉何でも相談会」

- ・ 気軽に相談できる体制として、地域の拠点で出張相談窓口を開設する。併せて、脳の健康チェックを実施する。
- ・ 場所：東加古川公民館（かこてらす内）
日時：4月10日・6月12日・8月14日・10月9日・12月11日・令和9年2月12日
15時30分から16時30分
- ・ 場所：平岡公民館
日時：5月8日・7月10日・9月11日・11月13日・令和9年1月8日・3月12日
13時30分から14時30分
- ・ 場所：平岡団地 集会所
日時：6月24日・9月30日・令和9年1月27日
14時から15時30分

③ 実態把握

- ・ 市や加古川市成年後見支援センター（以下「後見センター」という。）、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員等からの要請に基づき、支援が必要な高齢者宅を同行訪問等により、高齢者・家族等の状況を把握する。支援等が必要な高齢者について見守り台帳を整備し保管する。また、総合相談で対応した高齢者について、ソフトを活用してデータ管理する。

2. 権利擁護

① 成年後見制度の活用促進

- ・ 成年後見人制度の普及や広報活動を行う。
- ・ 成年後見制度の利用支援を行い、必要に応じて後見センターや市と連携して対応する。
- ・ 個別ケースで対応時、制度活用リーフレット等を活用して説明する。
- ・ 居宅介護支援事業所に向けて活用の普及・周知を行う。
- ・ 申立ができる親族がいない場合には、市や後見センターに状況報告し市長申立てにつなげる。
- ・ 問題解決のため後見センターの専門職相談を活用する。

② 高齢者虐待への対応

- ・ 高齢者虐待防止法に基づき、高齢者及び養護者に対して相談及び助言等を行う。
- ・ 地域におけるネットワークを積極的に活用し、早期発見・早期対応を目指す。困難事例・虐待等が疑われる場合は、行政等と連携して対応を検討し必要な措置をとる。

- ・高齢者虐待の疑い等で通報を受けた場合は、関係者からの情報収集と事実確認を行い、市へ報告する。
- ・要請があれば虐待防止出前講座を開催し、早期発見・早期対応を目指す。

③ 消費者被害要望対策

- ・消費者センター等の最新情報を収集し地域団体の活動の場で情報提供する。また警察、市と情報共有・連携し、被害防止に努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・地域の高齢者に包括的、継続的な支援を提供できるネットワークを作り、地域の医療機関、介護保険サービス事業所、介護保険施設、行政、ボランティア等と連携する。
- ・担当地域の居宅介護支援事業所と相談しやすい関係づくりを目的として定期的に訪問し、随時個別のケースにおける相談に対応し指導・助言を行っていく。また困難事例等への指導・助言等の側面的支援を行う。
- ・介護支援専門員のスキルアップを目的として6包括合同研修会を含めて年間5回開催。
- ・事例検討会を開催し地域の介護支援専門員に事例を通して助言・指導を行う。

【在宅医療・介護連携】

医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進し、市や関係団体が実施する会議や研修などに参画し、在宅医療と介護を一体的に提供できるように努めていく。また、加古川医師会が取り組んでいるバイタルリンクを活用し、主治医、薬局、訪問看護、関係機関と連携していく。

【生活支援体制整備】

○かこテラスエリアささえあい協議会

かこてらすエリアささえあい協議会として、地域活動の情報収集をし、それをどのように活用するか検討していく。現在作成中のホームページへ掲載する情報の精査や運用方法について検討していく。公開開始は6月の予定。公開後はどれだけ効果があったのか検証する。

○平岡公民館エリアささえあい協議会

平岡公民館エリアのささえあい協議会として、大きなつどい場を継続していく。小さなつどい場について、参加団体が地域のつどい場で講話できる内容一覧の作成を働きかけしており、活用方法等が次の課題となる。家事援助やゴミ出しなどの日常生活上の支援に対応する体制などを住民が主体の構築を目指す。

【認知症総合支援】

1. 認知症の人や家族の対応

- ・もの忘れや認知機能の低下がある方に対して電話や訪問、出張の相談会などで脳の健康チェックなどを実施する。こうした機会を通して認知症の早期発見や早期治療につなげていくきっかけとする。
- ・認知症教室を5月に実施予定である。認知症の知識等を住民とともに学び、認知症の方に対する声かけ関わりについて普及・啓発していく。
- ・ふらっとカフェ(認知症カフェ)を継続して実施する。これまでのボランティアスタッフを中心に運営を行う。地域で生活をしている認知症の方やその家族も気軽に参加できるようにケースで対応した方や他の事業に参加されている方、ふれあいサロンなどでも普及啓発をしていく。

2. 介護サービス事業所研修

平岡町の介護サービス事業所に対して研修を行う予定である。介護サービス事業所の職員

は専門的な知識や技術を有していると考えられる。そのため、多角的な支援からニーズに合わせたテーマを提案して研修を行う。

3. 関係機関との連携

- ・初期集中支援チームとして、医療機関や行政と連携をとりながら、認知症の本人や家族の支援を行う。とくに判断能力が低下した状態では高齢者の権利が侵害されることも想定されるため、後見センターと連携が重要になると考える。
- ・認知症地域支援推進員部会に参加する。改定したケアパスの活用に取り組む。

4. 認知症サポーター養成講座

- ・認知症に関する正しい知識を広め偏見や誤解を解消し、誰もが住み慣れた地域で生活が継続できるようにするため広報・啓発を行う。
- ・地元の企業や学校に対し、認知症サポーター養成講座の開催を提案する。
- ・他エリアからの応援要請があれば、参加しスキルアップに努める。
- ・いきいき百歳体操の実施団体の希望に合わせて、認知症サポーター養成講座を実施する

5. 認知症高齢者の見守り・見守りSOSネットワーク事業

外出するが認知機能の低下により帰宅することが困難な住民に対して見守りタグを案内しSOSネットワークも併せて説明して必要な方については利用につなげる。町内会や老人クラブなど地域で講義依頼があれば見守りタグやSOSネットワークについて周知していく。

【地域ケア会議】

1. 地域ケアネットワークの構築

① 地域の関係機関からの情報収集

- ・「いきいきひらおか」検討委員会を通して、連合町内会・民生委員・児童委員連合会・連合老人クラブから地域の実情を把握し、社会資源等の整理を行う。町内会長会等に出席できるよう働きかけ、包括の取り組みを紹介すると共に相談機関としての周知を行う。

② 町内会などへの働きかけ

- ・令和7年度に相談会を行った町内会に対して、今後も継続した相談会を実施する。また、実施できていない町内会へ相談会などの開催を提案する。
- ・町内会や民生委員、老人クラブなどの地域団体の研修会などで、包括の役割や介護予防、認知症予防に関する講話を実施していく。いきいき百歳体操を含めた集いの場の重要性を説明し立ち上げを広めていくよう提案する。
- ・ささえあい協議会では地域団体や事業所、民間企業や教育機関が参加している。各団体との協議を通じて包括との役割を伝える。また、各団体と連携し、相談会の実施や認知症サポーター養成講座や介護予防講座など取り組みに繋げていく。

③ 加古川市キャラバン・メイトひらおかグループ連絡会

- ・ひらおかグループに所属するキャラバン・メイトが組織的に活動できるよう年1回連絡会を開催する。

2. 地域ケア個別会議の開催

- ・地域で生活する高齢者の課題に対し、多職種が課題解決に向けて取り組む連携の仕方を検討し、利用者支援を行う。
- ・地域ケア個別会議の開催に伴って生じた高齢者の課題に対し、社会資源の整備や開発、関係機関とのネットワークを強化して社会資源の整備や充実を図る。それぞれの地域の実情に応じて支援を行う。
- ・地域課題は地域ケア検討会議を通して地域包括ケア推進会議にあげる。

3. 自立支援マネジメント会議

・介護支援専門員の自立支援に資するマネジメント力等の資質向上の為に、新自立支援マネジメント会議として、例題からICFを活用したアセスメントや計画書に落とし込む視点や方法を学ぶ会を年5回（うち2回は6包括合同意見交換会）開催する。

4. 地域包括ケア推進会議

- ・地域ケア個別会議、地域ネットワーク会議、自立支援マネジメント会議で抽出された地域課題を集約し、解決に向けた提言を地域包括ケア推進会議で提言する。
- ・地域の方が集まる「いきいきひらおか」や連合町内会長や民生児童委員の会長が出席する「いきいきひらおか検討委員会」に参加し、実際の地域の声を聴き地域課題を抽出する。

【一般介護予防事業】

1. 一般介護予防事業

・ふれあいサロンの支援として、主催者や参加者の高齢化により活動が減少し運営休止している理由について確認し、課題に応じた支援を行う。民生委員の交代などに伴いサロンの代表者が交代している団体もあるため、今後も継続に対する不安がないかヒアリングからサロンが継続できるよう支援を行う。

2. いきいき百歳体操

いきいきふれあいサロンは実施しているが、いきいき百歳体操は実施していない団体がある。サロン支援のなかでいきいき百歳体操の重要性を伝え、希望があれば体験版を実施するなど立ち上げのに向けた支援を行う。

3. 一次予防対象者

① 『いきいきひらおか』

・平岡連合町内会、平岡民生委員・児童委員協議会、平岡連合老人クラブ、包括と共催で運営しており、参加型の介護予防事業として毎月、平岡会館で実施している。開催前には「いきいきひらおか検討委員会」で各団体と事業の振り返りや評価、打ち合わせや事業の方向性について検討する。参加者自身が参画できるよう、地域の自主的な取り組みへと発展につながる働きかけを行う。

② 熟年!? 男性のつどい・女性のつどい

・地域の各種団体に所属していない引きこもり傾向の人を対象に、「趣味」「活動」「学び」を通して、認知症予防・介護予防を行う。定例会を月1回開催し、参加者が定着出来るように支援していく。また地域に引きこもり傾向の人がいないか情報収集し声をかけ参加を促していく。

社会福祉法人グランはりまとして、地域貢献を視野に入れての事業であり、参加者が主体的に取り組むように後方支援を行う。

【家族介護支援】

介護者のつどいを平岡公民館と東加古川公民館(かこてらす)で実施する。座談会を中心に行うが、参加者が主体となって体操やレクリエーションをするなど参加者が楽しみをもって参加できる会にしていく。認知症の家族だけでなく認知症本人も参加して自身で発信する場も提供する。

【予防給付】

1. 介護予防マネジメント

・利用者自身が地域とつながり、社会資源を活用し自己決定により活動性が広がるように。

支援していく。

- ・ケアプランにおいて、課題分析が的確であり達成可能な自立支援に向けた目標設定ができているか指導・助言していく。
- ・ケアプランにはセルフケアやインフォーマルサービスを積極的に取り入れていくように指導・助言していく。

2. 介護予防、生活支援サービス事業における基本チェックリストの実施

- ・要介護（支援）認定更新時に希望のあった対象者に基本チェックリストを実施し、事業対象者・非該当者に対して事業説明を行い継続支援する。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和8年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかこがわ南	事業開始年月日	H21年4月1日
所在地	加古川市別府町新野辺北町5丁目98 電話：079-435-4468（直通） FAX：079-435-4469（直通）		
併設施設	浜の宮松竹園居宅介護支援センター		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	携帯	対応者 [REDACTED]

【職員体制】

包括的支援事業	職 名	氏 名	資格取得日
	保健師又は看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	保健師又は看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	保健師又は看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期 集中支援チーム員	[REDACTED]	
指定介護予防 支援事業	(兼務)認知症地域 支援推進員	[REDACTED]	[REDACTED]
	資 格 名	氏 名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	社会福祉士	[REDACTED]	1
	社会福祉士	[REDACTED]	1
	看護師	[REDACTED]	0.5

令和8年度 地域包括支援センター収支予算書					
地域包括支援センターかこがわ南					
科目	令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	増減額(A-B)	摘要	
収入	包括的支援事業委託料	40,200,000	34,639,000	5,561,000	委託料
	収入 計(C)				
科目	令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	増減額(A-B)	摘要	
支出	事業費 計	80,300,000	72,930,000	7,370,000	
	包括的事業人件費	36,500,000	29,360,000	7,140,000	職員給与
	指定介護予防事業人件費	26,750,000	25,100,000	1,650,000	プランナー給与
	福利厚生費	450,000	400,000	50,000	職員検診等・ケアマネ協会年会費
	会議費	50,000	50,000	0	研修会飲み物代・ウォーターサーバー代
	旅費・研修費	300,000	200,000	100,000	研修等交通費・研修費
	通信運搬費	850,000	970,000	-120,000	携帯代・電話・切手代等
	消耗品費	600,000	600,000	0	事務用品・名刺代・ズームライセンス料
	職員被服費	150,000	150,000	0	職員制服代
	車両費・教育指導費	650,000	1,100,000	-450,000	車両修理・ガソリン代・サロン飲食代
	委託費	14,000,000	15,000,000	-1,000,000	予防プラン外部委託費
	管理費 計	6,430,000	6,770,000	-340,000	
	什器備品費・保守料	550,000	650,000	-100,000	アルソック防犯用
	修繕費	350,000	450,000	-100,000	建物・空調設備修理代
	光熱水費	370,000	370,000	0	
	使用料、賃借料	4,650,000	4,650,000	0	建物家賃・システムリース代
	保険料	100,000	250,000	-150,000	車両任意保険・介護者のつどい保険
	租税公課・手数料	170,000	20,000	150,000	印紙代・重量税
	雑費	240,000	380,000	-140,000	諸会費・渉外費・手数料・葬祭費等
	その他	270,000	939,000	-669,000	予備費
	支出 計(D)	87,000,000	80,639,000	6,361,000	
差引収支(C-D)		0	0	0	

【基本方針】

【基本方針】

高齢者が安心して、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、総合相談窓口として支援を行います。市町村や介護・医療・福祉の関係機関と連携し、地域の高齢者の健康・生活・財産・権利などを守る役割を果たしていきます。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

- 令和8年度は団塊の世代がすべて75歳以上になる「2025年度問題」の直後の年であり、地域包括支援センター「以下(包括)という。」の位置づけも益々大きくなっている。高齢者が「自分らしく暮らしていける。」をコンセプトにアプローチを行う。適切な支援やサービスに繋がられるよう、相談援助のサービスの質の維持・向上を図る。包括は、感染症対策を続けながら、地域に開かれた身近で相談しやすい高齢者の総合相談・支援の窓口を目指す。高齢者や家族からの相談を受けて、迅速に対応し、適切な助言・良質な情報を提供して、関係機関に繋ぐ。誰もが安心して暮らせる別府町・尾上町の実現に向けた取り組みを継続する。
- 高齢者の尊厳と家族の権利を守る為、高齢者福祉の枠を超えた家族全体のサポート体制の構築、働き盛りの世代が仕事と介護の両立ができるように、ヤングケアラーへの支援にも注力する。障がい者基幹相談支援センター、成年後見支援センター、行政、警察等との情報共有など連携を重ねて、制度の普及や広報活動を積極的に行う。消費者被害に遭う高齢者も見受けられることから、ケアマネジャーからの個別相談に対しては、最適な対応を検討し、消費者被害の抑止に努める。複合課題のある高齢者虐待も増加しており、地域における社会資源やネットワークを積極的に活用しながら、早期発見・対応に努める。
- 包括に所属する専門職は、それぞれの知見を基に助言・指導を行うため、高齢者・家族支援に大きな役割を担っている。その業務を務めることは勿論、地域の専門職の方にも情報を発信していく。それに先駆けて、他の地域包括支援センターとも情報共有をし、連携を行う。
- イトーヨーカドーアリオ加古川店で、成年後見支援センター相談員と共同で「介護・福祉なんでも相談会」を毎月開催し、地域住民へ介護保険制度や包括、成年後見制度の周知・啓発、管理の助言等に努める。
- 昨今、自然災害や感染症の災害が多発し、事業継続のリスクが高まっている。リスクを回避していくためにも、BCP（事業継続計画）の修正を行う。利用者の生活地域に発生し得る災害リスクを認識し、防災・減災対策を進めていく。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- 市で行われるケアプラン点検に主任介護支援専門員として参加し、ケアマネジャーの資質向上を目的として「自立支援の三本柱・もとの生活に戻れる」に資する適切なケアプランの確認や助言を行う。また委託先事業所からの介護予防支援・介護予防ケアマネジメント提出書類の確認を丁寧に行い、必要に応じて助言を行う。
- エリア内のケアマネジャーや、主任ケアマネジャーのための研修や交流会を企画・運営する。5月には神経難病の進行と支援のポイント、ケアマネジャーが“今”知っておきたい基礎知識と実践について専門職による講話、グループワークも行い、日々のケアマネジメント業務やACPに役立てていただくことを目的とする。さらに、本研修を通して情報交換・ケアマネジャー同士の交流の場としても活用する。複雑さや困難さを抱えた高齢者に対するアセスメント力の視点を養いながら、地域で活躍する専門職の方同士が関わる機会を提供していく。

主催	開催月	内容
6 包括合同研修会	7 月	新自立マネジメントについて
	11 月	未定
	2 月	介護医療連携について
エリアケアマネジャー向け 研修会	5 月	神経難病の進行と支援のポイント
	12 月	新しくなる成年後見制度について
エリアケアマネジャー向け 交流会	12 月	未定

【在宅医療・介護連携】

- ・病院から、高齢者の介護保険の代行申請依頼や、退院後の担当ケアマネジャー・介護サービスの調整等、相談に応じて在宅復帰が円滑に行えるよう連携の強化に努める。また精神疾患に罹患している高齢者や家族からの相談、8050 問題にも柔軟に対応できる力を養うため、研修に積極的に参加しスキルアップを図る。障がい者基幹相談支援センターや、ひきこもり相談支援センター等の専門機関とも連携を深める。加古川中央市民病院主催の地域多職種連携検討会に他の包括と出席し事例を通じて意見交換を行い顔の見える関係を構築する。
- ・今年度もサロンでACPについての講話を予定している。地域住民が自身の希望する医療やケアを受けるため、大切にしていることや望んでいることを考え、話し合う機会を設ける。

【生活支援体制整備】

- ・生活支援体制整備事業第2層協議体は、ささえあい協議会の事務局である加古川市社協福祉協議会の生活支援コーディネーターが主導として、社協・市・包括の三者で先導しながら、別府町・尾上町それぞれが住民主体で活動していく。生活支援コーディネーターと包括が日頃から綿密にコミュニケーションを行うことが別府町・尾上町の発展には必要不可欠であり協働する時間を大切にしていく。
- ・別府町ささえあい協議会では、前年度まで実施していた広域型サロン「おたがいさまサロン」が、今年度より新たな運営体制となり、「よりそいサロン」として年4回開催を予定している。運営主体が別府町事業所ネットワークとなるため、事業の立ち上げ支援として、社会福祉協議会や事業所と協力してサロンの運営を行っていく。
- ・また協議会の中で前年度の議題に挙がっていた、「地域の人の通いの場」と「見守り支援」について、地域住民や事業所と意見を重ねながら、移動式サロンやサービスの立案について企画を進めていく。本協議会では協議会メンバーそれぞれの意見は出ているが、原案のような形にまとめるまでには至っていない。そのため、事前打ち合わせで社協をはじめとする三者間で方向性を定めて、協議会が円滑に進行するよう支援する。
- ・尾上町ささえあい協議会では、尾上町の5年後・10年後を見据えて、住民がどんなことに困るかを想像し、どんな支援があれば尾上町で安心して地域で暮らしていけるのか等の構想を計画する。現在ある社会資源では足りないもの、介護サービスに頼らずとも解決していけるものを具体的に一步一步検討しながら、協議会メンバーも一緒に参画し、地域づくりに繋げていけるよう意見交換や情報交換を行う。3～4か月に1回のペースで定期開催の予定。

【認知症総合支援】

- ・認知症を抱える高齢者が多い地域や課題のある地域にチームオレンジ構築に向けて働きかけを検討する。新しい認知症観、差別や偏見をなくし正しく理解してもらうこと、「自分事」として認知症を考えてもらえるように周知を行う。認知症の方や家族が安心して暮らせる地域

の実現に向けて住民や事業所等と連携していく。

- ・今年度も尾上小学校・浜の宮小学校・別府西小学校の学生を対象に、認知症サポーター養成講座を開催予定である。サロン会場4箇所、6月に浜の宮民児協、9月には公募型、10月には老人大学にて地域住民や民生委員を対象に養成講座の開催も予定している。様々な世代に認知症の理解を深めてもらうために、キャラバンメイトメンバーで協力しながら活動を継続する。
- ・認知症地域支援推進員として、地域住民や学校・事業所に向けて、認知症の理解や関わり方等の普及・啓発活動を行う。若年性認知症の方や家族支援も丁寧で柔軟な関わりを心がける。認知症の方の思いや気持ちを聞く場所を作りたい、本人ミーティングの開催に向けて、軽度認知症の方や家族へアプローチし、他市の推進員とも情報交換をし、内容を検討する。刷新する認知症ケアパスの作成・発行については認知症地域支援推進員部会を通して市・推進員と協議を重ねながら、本人や家族がわかりやすい冊子の周知・配布を行う。
- ・認知症初期集中支援については、包括内で担当を決めて、役割分担を行い、課題解決に向けて活動する。昨年度同様、高齢者地域福祉課担当職員とも同行訪問等で連携を取り、チーム員会議などを通して情報共有を重ねながら、認知症の方をチームで包括的に支援する。
- ・認知症の方やご家族、介護者の精神的な充実を図るために、包括職員と本人・家族の関係性を築きながら、より良質な情報提供や社会資源へ繋げられるよう支援する。2月に総合福祉会館にて認知症教室の実施を予定している。
- ・認知症カフェ
松竹園元気あつぷカフェ、尾上元気あつぷカフェは今年度も毎月開催する。包括として、広報活動・内容のアイデアの提案、普及活動に協力する等、継続した運営支援を行う。どちらも代表者との連携を密に行う。
- ・加古川医師会・認知症うつ対策委員会が主催する第8回認知症相談隣保会の開催時にはファシリテーターとして参加をし多職種がスムーズに連携できる関係作りの場になるようにサポートを行う。

【地域ケア会議】

- ・高齢者の能力や維持向上を図る為、「自立支援の三本柱」、「もとの生活に戻れること」を目的とした新自立支援マネジメント会議をエリア内で年3回開催、6包括合同意見交換会を年2回出席する。ケアマネジャーに積極的に会議に参加してもらいICFや課題の解決、地域課題を整理し、ケアマネジメント力の向上を図れるように後方支援を行う。
- ・地域住民やケアマネジャー等が支援方法に行き詰まりを感じている複雑で困難なケースに関しては、関係者で情報を共有しながら、解決の糸口を導き出す地域ケア個別会議を随時開催する。

【一般介護予防事業】

- ・今年度は新たに2か所のサロンが退会となり、現在2か所のサロンが休止中。23か所のサロンでの活動になる。
- ・サロン代表者の高齢化および後継者不在の問題に対応するため、参加時に代表者の抱える課題や不安を把握し、業務の分担、外部支援の活用、後継者育成の仕組みづくりなど、課題解決に向けた実行可能な方法を検討する。

- ・サロン出務時には、健康相談、介護保険の相談に対応し、地域住民で包括介入必要な情報を得れば、随時対応していく。
- ・自立支援にむけてDVDの貸し出しの普及
- ・自分の住んでいる所にサロンがない方への支援を行えるよう努める。

【家族介護支援】

- ・現在介護をしている方や介護経験者が悩み事を共有し、適切な介護知識・技術が得られるように、毎月介護者のつどいを開催する（除外月有り）。今年度は、講話を通し参加者へ介護に役立つ情報を発信すると共に、体験・参加型のレクリエーションを取り入れ、リフレッシュ・ストレス軽減を図りたいと考えている。事業の周知方法に関しては、新たに年間案内のチラシを開催場所である尾上・別府公民館に設置させて頂き、地域住民同士で情報が広がることを目指す。また個別の総合相談で支援者同士の繋がりが必要な対象者に本事業が繋がるよう、包括内や地域のケアマネジャーにも情報を発信する。また介護者のリフレッシュを目的としたバス旅行も例年と同じく10月に実施し、介護者の精神的負担の軽減などの支援も行っていく。

（実施予定一覧を下記に記載）

【介護者のつどい 実施予定一覧】

日時	内容	場所
令和8年4月 24日	高齢者疑似体験	別府公民館
5月 22日	認知症について	尾上公民館
6月 26日	成年後見について	別府公民館
7月 24日	もしばなゲーム	尾上公民館
8月 28日	救命救急	別府公民館
9月 25日	コーラス	尾上公民館
10月	バス旅行	未定
11月 27日	フリートーク	別府公民館
令和9年2月26日	消費者被害について	尾上公民館

【予防給付】

- ・居宅介護支援事業所が市から介護予防支援の指定を直接受けられるようになった為、指定を受ける居宅介護支援事業所に適宜状況を確認しつつ、依頼や情報を提供し、一定の関与や支援を行う。
- ・高齢者の増加やニーズの多様化に伴い、ケアマネジャーだけでは支援が困難なケースも増加している。包括職員が積極的にケアマネジャーとコミュニケーションを取り、情報を共有し、連携を深めながら後方支援に努める。
- ・事業対象者の認定を希望する方へ、三職種や担当ケアマネジャーが利用者や家族に分かりやすく概要を説明し普及・啓発に努める。今後も事業対象者としての申請が適切な方には、随時申請を勧めていく。

- ・ 短期集中予防サービス（サービス活動C）リエイブルメントプログラムの令和9年度6月からの開始に向けて、介護保険に頼らずとも高齢者が自分らしく、自立した暮らしができるようにプロジェクト会議では意見を述べる。6月から当法人がモデル事業を担うので全面的に協力をする。市や他の包括との連携もさらに深め、情報を共有し高齢者の力を引き出す関わりを意識しながらアプローチを行う。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和8年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかこがわ北	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	加古川市神野町神野 186-10 電話: 079-430-5560 (直通: 代表) FAX: 079-430-5561 (直通: 代表)		
併設施設	順心会居宅介護支援センター加古川 順心かんの寿 順心会訪問看護ステーション加古川		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	[REDACTED]	対応者 [REDACTED]

【職員体制】

包括的支援 事業	職 名	氏 名	資格取得日
	保健師または看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	保健師または看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集 中支援チーム員	[REDACTED]	—
	(兼務)認知症地域支 援推進員	[REDACTED]	—
指定介護予 防支援事業	資 格 名	氏 名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	社会福祉士	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	事務員	[REDACTED]	0.5

令和8年度 地域包括支援センター収支予算書				
地域包括支援センターかこがわ北				
科 目	令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	増減額(A-B)	摘要
収 入	包括的支援事業委託料	34,899,000	34,899,000	0 委託料(その他の事業収益)
	収入 計(C)			
科 目	令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	増減額(A-B)	摘要
支 出	事業費 計	67,880,000	66,604,000	1,276,000
	包括的事業人件費	32,300,000	31,000,000	1,300,000 職員給与人件費法定福利費、退職金等、通勤手当
	指定介護予防事業人件費	21,200,000	22,000,000	-800,000 介護支援専門員給与、事務員給与、通勤手当
	福利厚生費	1,030,000	85,000	945,000 職員検診等忘年会補助金、職員食事代半額負担、慶弔費、職員旅行代
	会議費	5,000	0	5,000 研修会飲み物代
	旅費	15,000	9,000	6,000 旅費交通費(研修時以外の交通費)
	通信運搬費	880,000	900,000	-20,000 通信費(電話代、携帯代、切手代等インターネット)
	消耗品費	490,000	200,000	290,000 コピー機カウンター料、日用品、備品、コピー用紙、事務用品 他
	印刷製本費	0	0	0
	燃料費	460,000	410,000	50,000 ガソリン代
	委託費	11,500,000	12,000,000	-500,000 委託費(その他の委託費)
	管理費 計	2,030,000	908,000	1,122,000
	什器備品費	0	0	0 器具備品費
	修繕費	30,000	30,000	0 修繕費、廃棄費、等
	光熱水費	230,000	230,000	0 水道光熱費
	使用料、賃借料	1,620,000	163,000	1,457,000 器機賃借料 地代家賃
	保険料	105,000	450,000	-345,000 賠償責任保険料 火災保険料
	租税公課	35,000	25,000	10,000 印紙代等
	雑費	10,000	10,000	0 手数料等
	その他	4,689,000	6,387,000	-1,698,000 減価償却費 固定資産税等 研修時交通費研修費 管理諸費 控除対象外消費税等 本部費配賦額 貸倒引当金繰入額: 衛生管理費 車両関係費(燃料費除く) 繰越利益
	支出 計(D)	74,599,000	73,899,000	700,000
差引収支(C-D)		0	0	0

【基本方針】

1 介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定者、事業対象者等に対して、介護予防および日常生活支援を目的として、その心身の状況に応じて、対象者の自らの選択に基づき、訪問型、通所型、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な支援を行う。

2 総合相談・支援事業

地域に住む高齢者等に関する様々な相談を全て受け止め、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行う。

3 権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活ができるよう、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントが実施できるよう、介護支援専門員のネットワークづくり、実践力向上、関係機関との連携体制構築支援等に努め、後方支援を行う。地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるよう地域の基盤を整えるとともに介護支援専門員へのサポートを行う。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

- 1 高齢者やその家族の生活上の困りごとに関する相談を受け、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう支援する。
- 2 相談者が、適切な制度や社会資源の利用につながるよう支援する。他機関との連携や情報提供等を行う。
- 3 高齢者以外の方に関する相談に対しても適切な制度利用や社会資源につながるよう、他機関との連携や情報提供、助言等を行い、安心できる生活が実現できるよう支援する。
- 4 緊急の対応が必要な場合は、関係機関と連携を図り、問題の解決に向け迅速に対応する。
- 5 地域包括支援センター（以下「包括」という。）が高齢者の介護や認知症等に関する総合相談窓口であることを地域住民に周知する。

【権利擁護】

1 成年後見制度の活用促進

- (1) 成年後見制度の普及啓発として介護支援専門員に対して研修などの機会に周知を図る。
- (2) 必要に応じて成年後見支援センターや市と連携して、成年後見制度利用の支援を行う。
- (3) 成年後見支援センターの専門職相談会や他の研修等に参加し、対応力の向上に努める。

2 老人福祉施設等への措置支援について

高齢者が虐待を受けている場合や認知症その他で保護の必要性があり、老人福祉法に基づく措置が必要な場合には市と連携を図り必要な支援を行う。

3 高齢者への虐待対応について

- (1) 早期発見、早期対応を目標に、介護支援専門員に対して研修を行い、他にも要請があれば高齢者虐待出前防止講座を実施する。
- (2) 通報を受けた場合は、すみやかに市に報告し対応する。

- (3) 相談業務や介護支援専門員からの対応相談の中で、虐待リスクが高いケースについては、介護者の負担軽減を図り高齢者虐待の防止に努める。

4 困難事例への対応

- (1) 高齢者やその家族等に重層的な課題がある場合は、介護支援専門員や関連機関と連携を図り対応策を検討、必要な支援を行う。
- (2) 高齢者自身が身の回りの事ができない状態にも関わらず支援を拒否している場合は、セルフネグレクトとして市に報告し、必要な機関と連携して対応を行う。
- (3) 身寄りがいない場合や地域社会とのつながりが希薄で、高齢者の生活に課題が発生した場合、住民同士のつながりや支え合い、社会参加ができるように支援を行う。

5 消費者被害の防止について

消費生活センターや警察等から得た情報を、地域の住民や関係機関に啓発していく。サロンや、要支援認定者へ啓発リーフレットを配布する。

【在宅医療・介護連携】

在宅療養を支える関係機関と連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できるよう努める。

- 1 入院時の情報提供、退院時のサービス調整やカンファレンスに参加する。迅速な対応が必要な場合は、状況に応じた対応を行う。
- 2 市や関係団体が実施する会議や研修等に参加する。

【生活支援体制整備】

市や社会福祉協議会、生活支援コーディネーターと協力し、協議体に参加するとともに関係団体と連携を図る

- 1 両荘地区ささえあい協議会の参画
- 2 加古川北ささえあい協議会の参画

【認知症総合支援】

1 認知症の相談支援

- (1) 認知症地域支援推進員をはじめ包括職員は、認知症に関する研修会等に参加して、情報収集や知識の向上に努める。
- (2) 若年性認知症の相談については、包括職員で連携して対応、必要に応じて関係機関とも連携して支援にあたる。また、介護者家族も支援の対象として関わっていく。
- (3) チームオレンジの活動について
- ① 認知症カフェを拠点としたチームオレンジとしての活動内容を確認し、世話役や参加者に情報提供を行うなど、今後の取り組みについて活動支援を行う。
 - ② チームオレンジ立ち上げの可能性がある地域にステップアップ研修が出来るよう働きかける。
 - ③ チームオレンジ立ち上げの準備として認知症サポーター養成講座の開催を地域へ働きかけ、依頼がある場合は随時開催していく。

2 認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業

- (1) 啓発活動として、介護支援専門員や民生委員、地域活動時にもチラシ配布や事業内容の説明などを行う。
- (2) 登録した場合は、本人の家族の状況や地域の実情に応じて、地域ケア会議を実施し見守り活動など地域の理解と協力体制構築を行う。
- (3) 必要に応じて認知症サポーター養成講座を実施するなどして、認知症の理解を広げるよう働きかける。

3 認知症早期発見チェック事業について、必要に応じて随時実施し、認知症の早期発見と早期受診に繋がるように支援を行う。

4 認知症教室は、当センターでは4月に総合福祉会館で開催予定。

5 認知症対応研修について

- (1) 担当エリアの介護事業所や商業施設、地域住民に認知症の人への対応で困っていることを情報収集し、対応についての工夫や助言が行えるよう研修を開催する。
- (2) 認知症の人やその家族に対する支援について理解が深まるよう、多職種での研修会を開催する。

6 認知症サポーター養成講座は、地域の理解を深める機会として、サロンやいきいき百歳体操、学校などでの開催を予定している。また随時希望があれば開催する。

7 認知症初期集中支援チームの活動として、認知症が原因で対応に困っていたり、支援が難しくなっている相談者に対して介入していく。また、チーム員会議にて支援チームと連携し、必要に応じて地域ケア会議を開催しながら、住み慣れた地域での生活を支援していく。

8 本人ミーティングについて

- (1) 本人ミーティングを年3～4回実施する。(茶話会・イベント)
- (2) 本人ミーティングの在り方について課題の抽出を行い、改善していく。
- (3) 本人ミーティングを開催していることを、本人を取り巻く支援者や地域に周知していく。
- (4) ボランティアが参加できる仕組みづくりを検討していく。

【地域ケア会議】

高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える地域コミュニティの整備を図るため、必要に応じて地域ケア会議の開催、参画を行う。

1 地域ネットワーク会議の参画、開催

ささえあい協議会への参画の他に、必要に応じて地域における課題の解決や、住みやすい地域づくりに向けての話し合いの場として、地域ケア会議を開催する。

2 地域ケア個別会議の開催

- (1) 介護支援専門員が担当する利用者等の個別課題解決のために、必要に応じて開催する。
- (2) 地域の課題として協議が必要なケースに対しては地域住民の参加を促し実施する。

3 自立支援マネジメント会議の開催

今年度は地域資源の導入など自立支援に資するケアマネジメント実現のための考え方を介護支援専門員が再確認する機会となるようICFの視点を取り入れたものを実施する。

【一般介護予防事業】

1 本人・家族や地域からの相談を通して支援を要する方を早期に把握し、必要に応じて地域活動の参加を促進できるよう支援を行う。

2 地域あるいは市の要請に基づいて、地域サロンやいきいき百歳体操等の地域活動で、介護予防講話や健康増進の方法を伝え、高齢者が自発的に健康な生活を維持継続できるよう支援を行う。

3 地域活動参加者から健康相談を受け個別に支援を必要としている方を抽出する。

4 地域サロンやいきいき百歳体操等の地域活動組織が地域にとって重要になることを、住民に啓蒙し、更なる住民主体の地域活動の拠点作りにつながるよう支援を行う。

(1) 介護予防講座について

出講予定の団体数：34 出講回数119回/年 1団体につき年4回以下

内容：各サロンの希望に添った介護予防講座を実施

(2) サロン代表者交流会開催について

開催予定時期：11月9日 両荘公民館

内容：講話、サロンの取り組み紹介

5 介護予防活動に繋がる新たな社会資源の発見や共有に務める。

【家族介護支援】

1 認知症の人を支える介護者のつどいを年6回第4火曜日に加古川北公民館で開催予定。参加

者が普段の介護について参考になる内容の講話を検討。

- 2 広報で開催を案内。介護支援専門員にも研修等の機会に周知する。

【予防給付】

- 1 要支援の認定を受けた方や事業対象者の心身状態の悪化を予防し、生活機能の維持、向上の改善にむけ介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行う。
- 2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を指定居宅介護支援事業者の一部委託する。
- 3 介護予防サービスの提供については、中立・公平性の確保に留意する。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和8年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかこがわ西	事業開始年月日	H21年4月1日
所在地	兵庫県加古川市志方町細工所1086番地 電話:079-452-2097(直通:代表) FAX:079-452-5400(直通:代表)		
併設施設	養護老人ホーム鶴林園・特別養護老人ホーム鶴林園		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	[REDACTED]	対応者 施設職員

【職員体制】

包括的支援 事業	職名	氏名	資格取得日
	保健師または看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	//	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員	[REDACTED]	—
	(兼務)認知症地域支援推進員	[REDACTED]	—
指定介護予 防支援事業	資格名	氏名	常勤換算
	社会福祉士	[REDACTED]	0.8
	介護支援専門員	[REDACTED]	0.4
	//	[REDACTED]	0.4
	//	[REDACTED]	0.3

令和8年度 地域包括支援センター収支予算書					
		地域包括支援センターかこがわ西			
科 目		令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	増減額(A-B)	摘要
収 入	包括的支援事業委託料	40,410,000	40,410,000	0	
	収入 計(C)				
科 目		令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	増減額(A-B)	摘要
支 出	事業費 計	77,610,000	77,540,000	70,000	
	包括的事业人件費	43,650,000	39,660,000	3,990,000	職員給与
	指定介護予防事業人件費	9,650,000	15,840,000	-6,190,000	介護支援専門員給与
	福利厚生費	990,000	410,000	580,000	職員検診等
	会議費	0	0	0	
	旅費	40,000	30,000	10,000	研修等交通費
	通信運搬費	440,000	430,000	10,000	電話代、携帯代、切手代等
	消耗品費	40,000	70,000	-30,000	事務用品 他
	印刷製本費	430,000	390,000	40,000	コピー代、印刷代
	燃料費	370,000	380,000	-10,000	ガソリン代
	委託費	22,000,000	20,330,000	1,670,000	予防プラン外部委託費
	管理費 計	4,050,000	4,040,000	10,000	
	什器備品費	0	0	0	
	修繕費	0	0	0	
	光熱水費	820,000	890,000	-70,000	
	使用料、賃借料	3,070,000	3,090,000	-20,000	車輛リース代等
	保険料	40,000	40,000	0	損害補償保険代
	租税公課	20,000	20,000	0	印紙代
	雑費	100,000	0	100,000	介護者の集い開催費
	その他	3,440,000	3,020,000	420,000	振込手数料 他
	支出 計(D)	85,100,000	84,600,000	500,000	
差引収支(C-D)		0	0	0	

【基本方針】

1. 地域住民が安心して暮らせる支援体制の強化
高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、切れ目のない支援体制を整備する。
2. 行政・関係機関との連携を深化させ、地域課題に真摯に向き合う
地域の声を丁寧に受け止め、行政・医療・介護・福祉・地域団体と協働しながら、地域の実情に即した支援を展開する。
3. 地域の変化に対応できる新たな支援の仕組みづくりへの挑戦
人口構造の変化、生活様式の多様化、孤立リスクの増大など、地域が抱える新たな課題に柔軟に対応するため、革新的な支援モデルの構築に取り組む。
4. 職員の専門性向上と組織力の強化
地域包括支援センター「以下（包括）という。」としての専門性を高め、持続可能な支援体制を支える組織づくりを進める。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

1. 総合相談

高齢化および長寿化の進展に伴い、高齢者や家族から寄せられる相談は、介護・医療に関する内容に加え、生活上の不安、権利擁護、経済的課題、地域とのつながりなど多岐にわたっている。相談対応にあたっては、相談者の状況を丁寧に把握し、必要に応じて介護支援専門員、医療機関、行政機関、民生委員等の関係機関と連携しながら、課題解決に向けてチームで取り組む体制を整える。

また、包括としての役割を踏まえ、緊急性・困難性の高いケースについては複数職員で対応し、包括内での情報共有を徹底する。多職種の視点を取り入れることで、支援の偏りを防ぎ、適切な支援につなげる。さらに、職員の支援力向上を目的として、OJTの継続実施や研修会への参加など、専門性向上に向けた取り組みを継続する。

介護保険サービスの利用に関しては、ケアマネジャーの人材不足が続いており、新規の要支援者を速やかに受け入れ可能な事業所が見つかりにくい状況がある。このため、エリア内および近隣エリアの居宅介護支援事業所と日常的に連携を図り、新規相談を受け入れやすい関係構築に努める。

出張介護・福祉なんでも相談会については、志方公民館および加古川西公民館において毎月1回実施している。近年はホームページや広報誌による広報活動により、毎回複数の相談が寄せられている。今後はInstagramを活用した情報発信を行い、さらなる周知を図る。特に事前予約がある場合には複数職員を配置するなど、相談者を待たせない運営体制を整え、利用しやすい環境づくりに取り組む。

2. 権利擁護

高齢者本人のみならず、その家族においても、認知症や精神疾患、経済的困窮、社会的孤立、虐待リスクなどの課題が見られ、世帯全体への支援が必要となるケースが増加している。これらの状況に対応するため、関係機関および多職種との連携を一層強化するとともに、早期段階から法律職や成年後見センターと協働し、過不足のない適切な支援につなげていく。

虐待防止に向けては、介護事業所を対象とした出前講座を継続し、介護現場における気づきの向上を図る。また、地域住民に対しては認知症出前講座を実施し、認知症に関する正しい知識と適切な対応方法の普及を進め、虐待や不適切対応の予防につなげる。さらに、消費者被害防止に関する出前講座も実施し、地域全体での啓発を推進する。

あわせて、地域住民、民生委員、町内会長等との顔の見える関係づくりを進め、気になる高齢者を早期に包括へつなげられる体制を整備することで、地域における見守り機能の強

化を図る。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

1. 包括的・継続的ケアマネジメント支援の推進に向けた取組方針

(1) 令和9年度介護保険制度改正に伴うスムーズな移行支援

- ① 居宅介護支援事業所への巡回時に介護保険最新情報等の周知を行い、改正に伴う課題を早期に共有することで、地域全体の円滑な制度移行を推進する。
- ② 行政・リハビリ専門職との協議を通じて、C型サービス活用の判断基準や実務フローを作成。地域の介護支援専門員へ周知徹底することで、新サービス導入初期の混乱を防ぎ、円滑な運用体制を構築する。

(2) 介護支援専門員同士のネットワークと交流機会の構築

- ① 昨年度のアンケートや意見交換で抽出された課題を整理・分析し、今年度の交流会や研修会のテーマに反映させることで、より現場ニーズに即した研修内容へと改善を図る。
- ② 研修会にグループワークを導入し、現場での課題解決に向けた具体的な思考力と実践的な対応力を醸成する。

(3) 支援困難事例への対応と専門職支援

- ① 介護支援専門員が直面する困難事例の実態を把握し、ケアマネジャーの力量に応じた伴走型支援を行う。必要に応じて同行訪問や三職種との連携により支援体制を強化する。

2. 自立支援に資するケアマネジメントの推進

(1) ケアプラン点検への同席と学びの還元

- ① ケアプラン点検に同席し、自立支援に資するケアプランの作成技術や支援者支援の実践についての学びを深める。得られた知見を地域の介護支援専門員へ共有・発信し、現場での支援力向上に繋げる。

(2) 自立支援マネジメント会議の活用

- ① 「自立支援の3本柱（重度化防止、強み、自己決定）」＋元の生活にもどる視点（介護保険からの卒業）に基づいたケアプラン作成の推進を目的に、自立支援マネジメント会議を開催する。介護支援専門員への自立支援型マネジメントの普及啓発を図る。

(3) 地域住民への自立についての考え方の普及啓発

- ① 町内会やサロン等の地域の集まりにおいて介護保険制度の講話や新規利用者からの相談に対して介護保険サービスの利用前に自立支援の考え方を広く伝える事で、効果的なサービス利用や制度の正しい理解と自立支援意識の醸成を図る。

<市内6地域包括合同 介護支援専門員研修会>

開催月	研修内容	場所
7月	ICFを用いた情報整理とケアプランへの反映	SHOWA グループ市民会館
11月	業務の効率化について～ケアマネジャー交流会～	SHOWA グループ市民会館
2月	医療介護連携について	SHOWA グループ市民会館

<かこがわ西エリア内 介護支援専門員研修会>

開催月	研修内容	場所
5月	高齢者に多い疾患別薬の理解 ～在宅で起こりやすい薬トラブルを予防する為に～	加古川西公民館

9月	高齢者に多い疾患別食の理解 ～在宅で起こりやすい食トラブルを予防する為に～	加古川西公民館
12月	地域密着型サービスのケアマネジメント活用法 ～定期巡回型・随時対応型訪問介護看護～	加古川西公民館
2月	これからの法定後見制度 ～意思決定支援の今後の方向性～	加古川西公民館

【在宅医療・介護連携】

1. 在宅医療・介護連携研修会の開催

ケアマネジャーがアドバンス・ケア・プランニング「以下（ACP）という。」の具体的な手法やアプローチを学び、現場での実践力を高めることを目的として研修会を開催する。

2. 地域多職種連携検討会に参画

加古川中央市民病院で開催される地域多職種連携検討会に参画し、実事例を通じて在宅医療・介護連携のあり方を検討する。多職種間で問題意識を共有し、課題解決に向けて協働して取り組む。

3. ACPの普及啓発

町内会やサロン等で出前講座を実施し、地域住民のACPへの理解と準備性を高め、人生会議のきっかけづくりを行う。また、相談援助の過程や医療職との連携の中でACP支援を実践し、地域全体での普及を図る。

【生活支援体制整備】

1. 志方町支えあい協議会

地域での見守り研修会の推進や移動支援の具体化、移動販売車の誘致をテーマに協議会へ参画している。包括としては、地域の課題や住民ニーズを適切に発信し、協議会で具体的な解決策を検討できるよう働きかける。また、取り組みの成果を共有し、改善点を明確にしながらかんたんに対応できるよう、協議会メンバーそれぞれが目標と役割を明確化し、協議会全体で評価できる仕組みづくりを促していく。

2. 加古川西公民館エリアささえあい協議会

米田町では、住民の見守り意識変容の為、見守り研修会を開催し住民同士の繋がり促進、東神吉町では、社会参加が減少した自力では外出に不安がある70歳以上の高齢者を対象とした移動支援の効率的・効果的なサービス展開、西神吉町では、民生委員だけでなく地域住民、企業、福祉事業所を巻き込んだ見守り啓発活動をテーマに協議会に参画している。

包括として、各地域の協議会等に参画し、地域課題やニーズを把握する。それらを発信し、関係機関や地域住民と連携しながら、地域に根ざした具体的な支援策を展開できるように働きかける。

【認知症総合支援】

1. キーパーソン不在の認知症独居高齢者への支援体制の強化

キーパーソン不在の認知症独居高齢者に対する支援においては、意思決定支援の困難さや、保証人不在・緊急連絡先の欠如によるサービス利用制限など、支援が行き詰まる事例が多い。特に権利擁護の観点からは、問題が顕在化する前の段階から、成年後見支援センターや法律専門職との連携を早期に検討する体制を整備し、適切な支援につなげる。

2. 新しい認知症観に基づく地域づくりの推進

地域における認知症理解の促進を目的として、認知症サポーター養成講座および認知症

出前講座を活用し、住民が認知症について正しく学ぶ機会を提供する。

令和7年度は、高齢者支援課から「いきいき百歳体操」各会場へ働きかけを行った結果、包括西エリアにおいて8会場から講座開催の依頼があった。今後は、地域の見守り力向上につながる気づきが得られるよう、講座内容の工夫・改善を図る。

3. 地域活動との連携による早期発見・早期支援の推進

あさがおカフェ（認知症カフェ）、さつきカフェ、まんてんカフェ等の地域活動へ積極的に参加し、住民との情報交換や顔の見える関係づくりを進める。

これにより、①認知症高齢者の早期発見・早期対応②高齢者と地域活動の参加機会の創出③地域活動の活性化を同時に推進する。

【地域ケア会議】

1. 個別課題解決型地域ケア会議

身寄りの無い独居や高齢者のみの世帯の支援が増加傾向にあり、自身で民生委員や包括に相談できない場合、かなり深刻な状況（ゴミ屋敷、被害妄想など認知症の症状が出るなど）になってから地域の方から相談が入る事が少なくない。今後も積極的に地域ケア個別会議を開催する事で、地域の方やサービス提供者・支援者と顔の見える関係を作ること、困りごとにタイムリーに対応できるチームを作っていく。

2. 自立支援マネジメント会議（6回開催）

①新たな視点を取り入れた自立支援型マネジメントの普及

自立支援マネジメント会議を通じて、「自立支援の3本柱（重度化防止、強み、自己決定）」＋元の生活にもどる視点（介護保険からの卒業）に基づいたケアプラン作成を推進する。

3. 地域ネットワーク会議

市内でも特に少子高齢化・過疎化が進んでいる地域を担当している包括であることを認識し、地域の特性（高齢者のみの世帯や独居世帯が多い、身寄りの無い方も多い等）に応じた支援ができるよう、複数の地域ケア個別会議を足掛かりとして、地域の代表者と話し合うことで、高齢者と地域をつなぎ、地域での緩やかな見守りのもと誰もが安心して暮らせる「見守りのネットワーク」を築いて行く。

【一般介護予防事業】

1. 高齢者サロンにおける介護予防・健康づくりの推進

高齢者サロン（以下「サロン」という）では、介護予防や健康講話よりもレクリエーションを好む傾向がみられる。このため、看護師訪問時には、季節や時期に応じた健康講話を必ず5～10分程度実施し、参加者の健康意識の向上および介護予防に関する知識の普及を図る。また、警察・消防等の関係機関と連携し、地域への情報発信の場としてサロンを活用することで、住民が安心して生活できる環境づくりを支援する。

2. サロン運営団体への継続支援

代表者が交代した3団体（天下原・西牧・成井）については、サロン運営が円滑に行えるよう、引き続き支援を行う。

令和7年度に引き続き、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発を推進し、令和8年度は4団体のサロンにおいてACP講話（もしバナゲーム）を実施予定である。

ACP講話を通じて、①家族等との話し合いのきっかけづくりの促進②もしバナゲームによる自身の思いの可視化③自分らしさを再確認できる場の創出を図る。

3. 地域における「通いの場」の周知と基盤づくり

地域における「通いの場」の役割・必要性を広く周知し、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる基盤づくりを支援する。

いきいき百歳体操の活動場所を訪問し、包括の役割を周知するとともに、特にサロンが未設置の地域（横山・細工所・永室・南町・しろやま農業研修センター・広尾西・西井ノ口・旭団地・升田・東平津・出河原・西神吉会館・岸・東山）については、積極的な訪問活動を実施する。

4. 広報活動による啓発の継続

包括広報誌「西からの風」において、健康や介護予防に関する記事を継続的に掲載し、地域住民への幅広い啓発を行う。

【家族介護支援】

2か月に1回、介護者のつどいを企画・実施し、現在介護を行っている方や、今後介護を担う可能性のある方への支援を行う。実施時間は概ね1時間から1時間半とし、介護に役立つ情報提供の講話に加え、介護の息抜きとなる座談会やバス旅行などの企画も実施予定である。

<令和8年度介護者の集い開催予定>

開催日	開催時間	場 所	内 容
5/14 (木)	14:00～15:30	志方公民館	ナティブアプローチ (座談会)
7/9 (木)	14:00～15:30	加古川西公民館	管理栄養士の健康レシピ
9/10 (木)	14:00～15:30	志方公民館	地域の社会資源紹介
11/12 (木)	日帰り	加古川西公民館	バス旅行
1/14 (木)	14:00～15:30	志方公民館	相続の話
3/18 (木)	14:00～15:30	加古川西公民館	在宅介護実践講座

【予防給付】

令和9年度の総合事業の大幅な見直しに備え、モデル事業の推進に積極的に関わっていくと共に自立支援ケアマネジメントの新たな「卒業」の視点を持った短期集中型サービスの導入に対応できるケアマネジャーの育成に注力する。また、ケアプランデータ連携システムを導入により、事務処理を簡略化することで、利用者に向き合う時間を増やし、質の高いケアマネジメントの実践に繋げていく。